

RI規制の緩和に向けた取り組み~研究者側からの規制庁への働きかけ~

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 渡部浩司

(講演概要)

日本では、第二次大戦後、GHQによりサイクロトロンが破棄され戦後しばらく放射性同位元素(RI)に関する研究は行われてこなかった。そして、日本の原子物理学の先駆者である仁科芳雄博士が1950年に米国よりRIの輸入を開始したことに端を発し(なお仁科博士は1951年1月に亡くなられており、仁科博士の最後の功績を考えると感慨深い)、RIの利用が大きく広がったことから、科学技術行政協議会により1954年1月に「放射性物質による障害予防勧告」が公表され、さらに、第五福竜丸のビキニ環礁における被爆事件(1954年3月)もあり、1957年6月に放射線障害防止法(RI法)が放射線作業従事者及び公共の安全を確保することを目的に制定・公布された。その後、ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告の取入れなどの改正を何度か行い現在に至っている。2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故を受け、原子力の推進と規制とを切り離すという趣旨のもと、2012年9月に環境省の外局として、原子力規制委員会が発足し、これまで文部科学省の管轄であったRI法が、原子炉の規制を定めた原子炉規制法(炉規法)と共に原子力規制委員会で管轄することとなった。この委員会の事務局として原子力規制庁が存在する。

以上のような経緯で、わが国のRI規制の現状が形作られてきたわけであるが、いくつかの問題点を指摘したい。原子力規制委員会が発足し、炉規法とRI法が同じ管轄下になったことにより、核燃規制の考え方がRI規制に持ち込まれるようになったことである。その際たる例が、2017年4月に公布されたRI法の改正で新たに導入された防護措置であろう。強力な放射線源を持っている施設は、監視カメラなどで線源の盗取を未然に防ぐ手段を実施する必要が出てきた。その一方で、1959年に制定された電離放射線障害防止規則(電離則)との二重規制の状態は続いており、各事業者にちぐはぐな管理を強いている。しばしば日本の行政が縦割行政であることが指摘されるが、放射線規制は縦割行政の悪しき例といえる。

2017年のRI法改正で、事業者の放射線安全に関する責務が明文化された。これにより我々、事業者の責任が重くなったといえるが、その一方、RIを利用するものが、より自主性を持って放射線管理を行えるようになったととらえることもできる。本発表では、発表者が関わっている規制当局との折衝を例にとり、RIを利用する研究者がどのように規制側と関わっていくべきかを議論したい。